

助成金の対象となる日本クレーン協会東海支部実施講習等のあらまし(令和5年度)

令和5年5月2日現在

	人材開発支援助成金			教育訓練給付金		
	人材育成支援コース 人材育成訓練	建設労働者技能実習コース				
請求者	中小企業事業主※2		建設業中小企業主※2	受講者本人		
請求先	労働局			ハローワーク		
主な支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業能力開発推進者の選任 ● 職業能力開発計画を期限までに提出及びその実施等 		<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業に関わる雇用保険の被保険者 ● 登録教習機関との委託契約の締結とその実施等 	雇用保険の被保険者期間が3年(初回は1年)以上の在職者または離職者		
助成額	経費助成		賃金助成	雇用保険被保険者20人以下の中小企業主 <経費> 講習会費(税込)の75%の額 <賃金> 1人1日8,550円		
	雇用保険被保険者(有期契約労働者等を除く。)の場合	45% (30%)			+15% (+15%)	760円 (380円)
	有期契約労働者等の場合	60%			+15%	賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合※1
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合	70%			+30%	+200円 (+100円)
クレーン協会の手続き	● 受講の証明		<ul style="list-style-type: none"> ● 委託契約の締結 ● 受講の証明 	● 教育訓練修了証明書の発行		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 併合講習の助成は玉掛け技能講習のみが対象 ● 受講終了日の翌日から2ヵ月以内に申請 		● 受講終了日の翌日から2ヵ月以内に申請	● 受講終了日の翌日から1ヵ月以内に申請		

※1 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合は全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金または資格等手当を支払った日の翌日から起算して5か月以内に割増し分の支給申請をした場合に、当該割増し分を追加で支給します。

※2 中小企業とは、次の業種区分の(A)または(B)のいずれかに該当する企業とされます。

主たる業種	(A) 資本金の額または出資の総額	(B) 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

※助成の対象となる講習一覧

各種講習・教習	人材育成支援コース	建設労働者技能実習コース	教育訓練給付金
クレーン運転実技教習	○	○	○
玉掛け技能講習	○	○	○
併合講習(玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育)	△(玉掛けのみ)	○	○
クレーン運転特別教育		○	
床上操作式クレーン運転技能講習	○	○	○
小型移動式クレーン運転技能講習	○	○	○
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		○	
クレーン運転業務従事者安全衛生教育		○	
移動式クレーン運転業務安全衛生教育		○	
玉掛け業務従事者安全衛生教育		○	